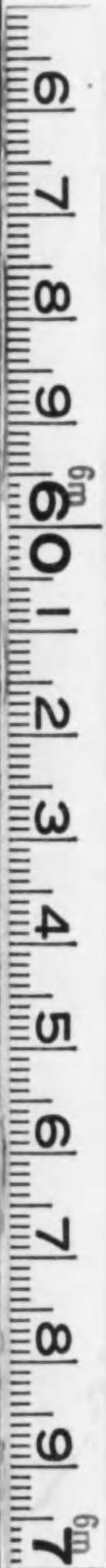


若州良民傳 三

特 261

33



始



特 26
33

若川良民傳卷之三目錄

小堀村宗四郎 磯八

道口村滿吉

鳥濱村九石衛門妻まつ

熊川初八兵衛

生野屋惣兵衛夫婦

高濱彦石衛門女その

油屋源七

小向物屋若無



孝使吉兵衛母
 竹波村新五郎
 五十谷村忠左衛門 助之丞 四郎兵衛
 鍛治彦兵衛
 敦賀港

岩州良民傳巻之三

小堀村宗四郎 傳八



大飯郡小堀村に興左衛門とい小農父あり、年若
 夕方二人の女むすめ順礼一人の男をとこ児をた懐きて興左
 衛門が家に來り、其等は西國三十三所の觀音へ参詣
 するものなり。日く此行先をもかま存ず。願はくは
 今宵けふ宿をゆるし給はゞ幸ならんと言ふ。興左衛
 門あはれみて、此をゆるして宿らしむ。其夜二人
 の女、旅の憂き様存と物詰り、叔詰小て去るは

某華語國をめぐらんと思ひに、見給ふごとく、足
弱き婦女の幼き子を抱きめれば、道路の憂一方なら
ず。かゝる有様にては、細小所の順禮をも果す同敷
やと此事をのみ氣遣ひ侍るなり。頼はくは此児を
養ひ給はらば、誠に高六の恵みならんといふ。與左
衛門こ小を向て其情をあらはれみ、妻に向ひて云る
は、我等いまだ子あらず。汝幸に此子を養はんや、と
云ければ、妻も悦びて同意せり。因て速に約と
のひ、翌日二人の女は別れ去ぬ。是より夫婦互に

其子を愛し大切にいたはれ、事成育生の子にいさ
さかも異ならず。宗四郎と名づく。既に長なり、株
櫻をつとめ、其父母に孝順なり。明和八年、宗四郎三
十五歳なり。初興左衛門宗四郎を養ひて、後七年、
一人男子を設く。磯八といふ。其性質孝友なり。
同御守に云、実子後八生れれば、宗四郎は家督に
立難からんと。磯八二十歳の比より、我藩の士臣、
逸右衛門が家僕となりては、父興左衛門年老い
家督を宗四郎に譲らんといふ。宗四郎涙を流し、



固く辨していへるは、其は元いづくとも知れざる
 旅人の子にて棄置せらるるを、幸に養ひとだて年月
 経交をたれ給ひ、かく人となり、其大恩海よりも
 深く山よりも高し。朝夕其恩の方一を報じんと思
 ひ外に尋ねし、今幸に儀八あり。是実に父母の産
 む給ふ所なれば家を継しめ給はん事、固より其程
 といふべし。幾はくは家督を儀八にゆづり賜らん
 といふ。興左衛門其志を感じ宗四郎が意を儀八に
 詰る。儀八うけがはずして云、其宗四郎を兄とし

て事小ること数十年。既に兄弟の分定るうへは何
 ぞ弟として兄の家督を奪ゆことへの侍らんやと云。
 成八若き比、まじけへを事して其兄に過らざるも素
 と此志によ州のものに見へたり。固く許しこらけ
 ず。宗四郎も麻のが堀をらんと思へども其年比の
 思を報でざるを思ひて去るに忍びず。然るにひと
 かに思へらく、自ら父母の職下にてありては成八か
 ならず其家にて居らむと。夫より勝色の大農に奉公
 すること数年、歳つとめ能給にして其給米の類ひ

ことごとく父母の家にて納む。故に與左衛門が心益
 かたく宗四郎に譲らんと思ひしに、殺程なく父病
 に罹りて亡ひぬ。是より兄弟益譲り家督承さだま
 らず。村の長員に其状を郡官に告ぐ。郡官許に
 君馳に達せしかば、明和八年外五月十二日宗四郎
 に米数石を賜ひ、且其宅地の税を免さし、具いみ
 じき行ひを賞し給ひ、父が正しき志に仕せて其家
 を継しめ給ふ。弟成八を孝て歩辛となさしめ、定
 俸を給ひ、是も亦其孝友をあらはさしめ、



道口村清吉

越前敦賀郡道口村民忠兵衛といへる者(年六十七
八歳)家内五人あり。忠兵衛妻(年六十歳)宗領清吉
(二十七歳)二男乙吉(年十歳)女とめ(年八歳)なり。宗
領清吉生興律義にて父母に孝行を盡し弟妹に反ら
り。されば至て貧しき民なりといへども、家内常
に睦ましく相和げり。いとなみは清吉日毎に敦賀
の町へ出、山中新道野といへる所へ荷物を負ひ、
其貧乏をとりて生手とす。清吉は其身ことに候

る故に室荷を負ひても舌まず。忠兵衛少しの田圃
をも持ざれども年若き頃には氣にしていとなみを
なせしが、病身となりぬれば働をもなさず。
家に在て草鞋などを作りて朝夕の助けとす。人と
なり氣短にてゆゑなきにも子兵を怒り罵る事しば
しばなり。然れども清吉幼きより父に向いていさ
へかも詞を返さず。能其心に隨ひ家内をも賑はめ
て度に向言なし。寒氣の折少し清吉いとなみを終
りて帰れば、父あはれかて焼火をなしあたらしむ



といへども先父を火にあて、おのれはあたらず。
 ス石き者集りては酒など飲たべを事おれども満吉身
 を傾かしめ終に具葬に出たる事なし。かゝる志の者
 故父母も甚懐たひ、人に向ひては清吉が行ひの宜し
 き故に如斯かどの貧窮といへとも人の田をも耕かし日
 々のいと力ちからをけりけり家内を育そだて養やしなひの徳とくし
 さよと誇りぬ。此事隠かくれれば御官令して室正
 及びをとなしき者ども呼出し具事を尋たずねれば清吉年
 凡父母に孝に弟妹を養やしなひ其ま實まことにして同脚の

ものにも和順にて世に神なる者なりと告げれば、
やがて 君麩に達し、明和九年辰二月米若干
を賜ひて賞せらる。

鳥濱村九石衛門妻まつ

三方郡鳥濱村九石衛門が妻まつ、舅姑に事へて
すくぬたる奉行の側へあり、九石衛門ゆづかの田
地を耕して家業より貧し、子共十歳より二歳ま
で六人あり。故に家内朝夕唯ましといへどもまつ
常に子共を叱り罰することなし。ある人尋ねれば

答へていへるは、凡そは祖父母の殊に寵愛しなま
かものなり。しかるを少しにても怒りの、しれば
舅姑の心に障らん事を恐れつひに叱り侍らす。
吾や子難き故あれば外へつれ行て戒め侍るなりと
こたふ。誠に叱り叱り心ならず於大馬といへる。孝子
の心にも暗に相殺する所ならんか。家貧しくやつ
やつしければども、常に舅姑に向ひては其色を見ず
る事なし。姑は水腫を病みて十年ばかりも前に亡
びぬ。其病甲の位抱至らざる事なく、二便の類も

人の手にはおれず。みづから手にはかけ少しもいぢる
いろなく、衣類ツギ洗濯ツギの竹がれをあらひすゝぎて
人に見する事なし。傍ガキの人も此一つにて其他の孝
状推して知るべしと云あへり。男オトコ年八十一歳なり。
若き頃 後の奴ヌ僕ベとなりて久しく江戸に有しも
のなり。故に江戸の事を毎日ハコトに朝アサより夕ユフに至るま
で長ナガ々ク敷物シモノ詰す。いっも同じオナジ地チなれば人々剛コウ舌ゼツし
く退屈するといへども、まっほ少しもいと小氣コキ色シキ
なく、いっも心よく相手となり、男の心をなぐさ

めて聊ウチカもさが小意なし。昏人クマニ奇キなりとす。男オトコに食
を下へむるにも焼ヤキる餅モチなどはかならずかたき所を
とりて能ノ所のみをすゝむ。寐ネる時は寒夜には首物
もゆたかならゆども、家内そこ炭スと取トル集ツめ、男の
さむからざる様サマにきせしめ、寐ネる前には女メみづが
ら其寝所ネドコロに入イて能ノあたまめて後男オトコを卧ヨした。夫ウツ九
右衛門ウエへもよく事コトへ、資ツカしければも家常カザウに感カン々ク咨ソ
々たる事コトあらざ。まっが父を彦太ヒコ天テンといひて高武
招マツル石イシばかりも持たる民にて、丸石衛門マルイシとは資ツカ富トモ不



に違ちがいぬれども、まづ親おやに向むかひてちのれが家の貧
 しき事を告つぐ。父考ちちがま太天たてんも岸かたに人に語かたりて云い、我
 等われら子こ共ども七人しちにんあり。中なかにもまづは志勝ししょうれたる者ものにて
 我われも心こころに配あはれる事こと多おほし。九石くわいせき衝門しょうもんは田い畑はたけも少すくく子こ共ども
 も多おほけれぬばさこそ貧ひしく堪た難がたからんと思おもひ、食物しょくぶつ
 の類たぐひなど分わかち與あへんといひて終つひに果は天てん婦ふへ負おしき物もの詰つ
 在ありなす。男おとこも折おには來きりて歸かへりて心こころにかたへる事こと
 を告つぐ、又また前まへに失あせしぬも存ぞん生せいの内うちは事ことへかたのあ

つきを納し、覽べり、と詠りぬ。此故事郡等て、これを
稱す。やがて 仲君 爾し、召れ、其純孝を感ぜ、
せ給ひ、八木若千を賜ひ、まつが身を終るまで、其家
の祖をゆるさる。于、同和九年壬辰五月の事なり。

藤川村八兵衛

遠敷上甲郡藤川村に八兵衛といへる、勤しき民あ
り。早若き比より父命に孝心を盡し、家きけめ
て、貧しといへども、其志おとろへず。一年五穀刈の
らずして、餓死の者多し。 仲君、これをうれへ

たまひて、餓るものに食を賜ふ事あり。八兵衛素よ
り、貧困の身といへども、おのれ壺人にて、能かせぎ
て、兄六助をばしめ、家内七人をばごくみ、つひに、餓
人のつげをなさず。故に、其義氣を賞せられ、其年
米菰石を給ひき。今年七十歳に、あまり其筭実少し
もおとろゆることなし。其年、老ひ子なくして、たよ
り、存きを、あはれ、水かたまひ、且、前年の孝心を、稱譽あり
て、方金貳百疋を下し賜ふ。于、同和九年壬辰五月廿
一日の事なり。



生野屋勘兵衛夫婦

大飯郡高濱今在家町に生野屋勘兵衛といふ者あり。年比男兵衛夫婦其親へ孝心深く、衣服飲食をはじめ薦げ世をつくして至つざるなし。其孝養つひにおこたらず。此事 幕府に達せしかば安永二年己酉三月三日君子の米を下し賜ひて褒賞せらる。

高濱彦右衛門女との

大飯郡高濱本町の表町に日鏡をすぎはひとする



彦石衛門といへるもの、女メその、常に父に事へて
 孝なり。すぐ水て貧しき身なれども、具奉養晝夜
 心をくくしておこたらず。聞キ人稱せざるはなし。
 此事 公慶に達し、安永二年己閏三月三日米
 若干を給ひて賞せらる。又高濱に詩シ哥カに聞へ有る
 一二の言コト人ヒ此孝子の行ひを感じ、詩に賦し和歌に
 詠じ、鳥に序跋を作り孝子傳と名ナ付く。其善を揚ホ
 るの志見も亦稱すべし。されば此コト一ヒト巻マキも爰ココにのせ
 て世に傳へまほしけれど、事しげきが故にもらし



行る。

油屋源七

小資鶴羽小路に油屋源七といひて呉服物を商小
ものあり。父を兼兵衛といふ。父若き比より酒を
好み酔へば呼吸短く成り、故なきに源七を初家人
を罵り怒るといへども、源七心に逆はずして策事
小。源兵衛も年老ひ短氣もやみ、源七をもあはれ
み其家を譲り、夫の小は常に二階に住居し、佛法
を信じ平生所々の僧と会す。酒を好む事はかゆら

ざるに由り、常に美酒をもかけ見をすゝむ。父魚
肉を禁じて食はず。故に食物好みあれども其費を
いとはず、常に心を盡す。父酒に酔ひ近隣へ行矢
言などある時は、迷に至り漫言を以て其怒りを和ら
げ、扱その家に行て厚く過を謝す。故に同街も見
を感ず。常に家人にたるはみづからを初妻子の衣
食萬づ節儉を用ゆべし。然らざれば家を保つべか
らず。されども父の事に於ては何事も心に慍小や
うになし費用厭小べからずといひました。ある時道



月を活い穉いの家あり。源に具河へ至り見れば老人の
 もた小物に宜よろき貝あり。させる日用のものにあら
 ざれども、年老ひたる親あれば方一病氣の明あり
 もた小物に宜よろしからんと思ひ目に留とどり調へしなり。
 味蔵人ありて友愛尤厚しとなん。又安永二年の比、
 小濱町疫えき痛いたはやりて、中にも貧しき家に家内こと
 ごとくやみて生計せいけいもつき殆ほとど飢うに及およぶ者あり。源
 七見をあげ小み己が名を隠し人を頼みて宿しゆくにホを
 貢たませて役の家やくのやに贈る。此始終
 邦君に達いたせしか

ば其志を賞せさせ給ひ、安永二年己三月米若干を
賜ひ、又呉服の用ある時は承るべしと令せらる。

小間物屋若無

大飯郡高濱赤尾町小間物屋善兵衛といふ者の父
隠居して若無といふ。常に召仕小者或は代方に立
入る軽き者只在慈愛せり。安永二年の比高濱浦町
といへる漁家疾疫行小、醫ヲを忘す事あははず。
例に及ばんとするもの多し。高濱町の者共の内二
十餘家具他寺院救ヶ寺是を恤れ米穀石を出して

其穀を救の事兩三度に及ぶ。米穀多少あり。若無
も亦救の米を興ふる事三度。且炭薪の類ひを賜る
事枯干なり。されとも浦家多くしてそのすくひと
びき難きを見て徳心安からず。或夜浦町刀種通家
の長の号九石衛門といふもの、戸を叩くものあり。
あるじ起出るうち外よりいへるは浦町の獵師疾
病に苦しむ故に白米貳俵を持来れり。願はくは病
家の中にも困窮の方へよきに分ち給はれと云るゆ
へ、主何れよりの賜ものにやと戸を叩て向はんと

すれば、只々よきに分ち給へ。名は女小に及ばず
 とこたへて速に去ぬ。翌朝同僚と相謀りて病家の
 中にも窮せるもの十五家に分ち、其旨を巷宰に告
 ぐ。因て町奉行に達す。奉行乃れ神を招きて具に尋
 めれば、その米を持来ぬる者は赤尾町小間物屋の
 庄右衛門が出で、善兵衛が隠居のもとに常立に入る
 久七といふもの、暫なり。前に若無が方より秋を
 賜る使多くは彼なりといふ。故に善兵衛を召て尋
 々。善兵衛對へて云く、今朝巷宰に此事を尋ら



る。某元より替て知らず。退きて父君無に尋れば
 彼が云たる事あり。此は縁ゆども疫病に苦む事久
 甲佐も飢渴に受ぬる者ありと聞。前にもわづかの
 米を贈るといへども人多くして分つに足らず。さ
 れば復興へんと思へども他の俵なきにあらず。故
 に汝を始家人にも忍びて密に斗りし事如斯し。然
 るに今 公の命 命なればやむことを得ず有し儘を
 告るなり。と申せし由を答ふ。此事 君殿に
 達し、若無に若干の金子を給ひ償せらる。又前に

萩をなせし二十餘家の市民及び寺院に褒命を下し
 給ひ。時に安永二年己十月の事なり。

常便吉兵衛舟

小濱の町に常便といへる者あり。平生昏老の家
 に通ひて萬づの使をつとむる販職なり。此職に吉
 兵衛と云者の世具人となり律義なるものなり。或
 時途甲にて銀壹割を拾ひ尋りて遂に其子吉兵衛に
 告げ、其落し主に返さん事を謀る。吉兵衛聞て直
 に老果の宅へいたり、此故を告て居る主に返



さん事を誦よみふ。其後落せし主知申てつひに具銀を
 還しぬ。市令いちりょう母子の貧賤にして其志の麻あなるを
 して。政府に達す。故に録ろくを給ひて是を褒賞せ
 らる。于時安永三年八月の事なり。

竹茂村新五郎

三方郡竹茂村の新五郎は具村の里さと番ばんなり。平生
 義氣ありて人の難を見捨すざるものなり。安永三年
 干の春火災ありて邑中悉く焼亡やうぼうす。新五郎おのれ
 が宅も共に焼け辛くるしみのして棄すばかり半ば残のこり。然



94



95

るに邑中の窮困を見るに忍びず毫も憐慮する事な
 く、方の暇が病へ置ける米五十俵を速に出して邑
 中の人を救ひしかば、むら甲これが為には危急の
 飢を免かる。此事 華君に達せしかば具義を
 感ぜさせ給ひ、御給の用たる麻上下並に方金十疋
 五下と賜る。是安永三年十二月の事なり。
 五十谷村 尾左衛門 初之助 四郎兵衛
 遠敷下甲 藤五十谷村、安永十年冬矢火ありて延焼
 の者多し。邑長志五郎門百柱助之助 四郎兵衛とい



へる三人、患難を見て深く痛み、おのれおのれが
斯へ置く米穀及び並目農具の要なる摺桶なとい
る物若干を家毎に賜りて具急を救ふ。此村の處り
は分て寒御にして貧しき民のみ住る所なるに、か
ゝる義氣の輩あることいと頼もしき事なり。而の
司此事を 政府に告ぐ。因て安永四年未二月錢
若干を賜ひてのこゝろざしを賞せらる。

鍛右彦兵衛

越前敦賀金がけ子町に彦兵衛といふ者あり。若

工を以職とす。つねに老母に能つかへ又兄弟にも
反愛なり。且外姑ありて孤獨なれば常に心を用ひ
深切に慰勞せり。其上去る年の春三方郡竹茂村矢
火有て村中悉く焼亡す。彦兵衛職につきて平生此
村に往來し親み多し。村中火事に逢ひて諸の道具
を夫へるを憐み、家ごとに望に從ひて日用の鉄具
を製しこころを與ふ。家並に施す故に其救若干な
り。さ水兵素より即力の心なれば其價を請る事な
し。此事 處に達せしかば、平生彦兵衛が貞誠

なるうへ此たびの志を感賞し給ひ、安永四年未六
月米數石を賜り。

敦賀港

安永四年未八月六日の夜、越前敦賀唐人僑町と
いへる所に矢火有て、延焼の家多く、素より窮乏
なれば殊に此災に苦しむもの少からず。然に敦賀
町中の、豪家或は心ある者を見見るに忍びず、金
錢及び竹木繩並釘或は日用の水器の類は若干を思
ひ思ひに恵み與り。或はひとり八とり救いを出す



もあり。又は同街相譲りて贈るもあり。又姓名を
 かくして密に授ずるもあり。つひに港中残りなき
 に至る。其罷私前の船名或は加川の船頭などの中
 にも折節爰に來り合せて息をたえず救ひをなす
 者もあり。此角麻の老は能來義を好むの風俗他郷
 に勝れる事誠に稀するに似たり。貧窮患難を親戚
 の相救ふすら奇蹟の事なるに、備保相助るの遠き
 に及ぶといゆべし。豈國境の美事ならずや。此次
 第詩^{思ひ}に
 君業に達せしかば、深く其志を感じ

給ひ。同年十一月廿日辱く寢命を下し賜山。其秋
 をなせし姓名又其贈れる品々の具洩さんも遺恨^いは
 れば有司の政府に達せしまゝを左に記し留め。
 安永四乙未年八月六日夜町内出火ニ付町中
 より台力の覺

川向唐人橋町

所奠

五石衛門

同

五石衛門

一 近六拾三束

但壹束五枚紙

清洲屋

六石衛門

一 松板六拾三束

但六拾三片

何某



一 錢拾貳貫六百文

能登屋 九兵衛

一金拾兩

町老岩田市郎石衛門友
投入有し何人共不知

一金五兩

何人とも不知肝煎
五左衛門方へ投入有て

一金拾五兩三歩

綱屋備兵衛
伏于代 庄兵衛

一 錢六貫三百文
抄六拾三本

嶋寺町 白嶋仁石衛門

一 錢三十拾貫文

舟町

一 繩六百六拾把

甲祭威

長三郎

一 水壺六拾四

取次

山下三四郎

一 糸枕百九拾貳
著貳百九拾贈

取次

船屋源次郎

一 錢拾貫文

松前記さし給屋新仁
取次 節屋治五衛門

節屋新仁儀元來當所之者
而此元居屋敷を江迎
者 = 叶欠身上不如意 = 相成此元居屋敷を江迎
松前住人 = 相成先比より居越居申下
前之住人 = 相成先比より居越居申下

一 杯亦六拾三本
此客と有之者加門押給
三人として打木匠相獨り計
節屋治五衛門名より
宿治五衛門

一 錢貳拾貫文

細物屋

長五衛門

一 錢貳拾貳貫文	寺屋敷	町	中
一 金貳兩	美濃屋		才三郎
一 錢貳拾貫文	菱嶋寺町		
一 金拾兩	天聖治兵衛		
一 錢四拾五貫文	取次茶屋	助左衛門	
一 竹貳束	御所辻子町		
一 錢貳拾五貫	川御所辻子		六右衛門取次
一 錢貳拾七貫文	東濱町		
一 金三兩	水江備左衛門		

一 錢三拾五貫文	西濱町		
一 錢貳拾五貫文	当町	川辺り	表町
一 錢貳拾貫文	西町中		
一 金壹兩壹步		何	某
一 金五兩	取次		次屋吉兵衛
一 錢三拾貫文	茶	町	
一 錢六貫三百文	丁持町		
一 茶六拾三斤			銀屋長兵衛
一 錢貳貫五百文	鳥居辻子町		

類焼人

六拾三人ニ割

壹人前

金貳兩と錢六百文斗

外に

一錢三貫六百文

庄町中

一錢壹貫貳百文

紙屋町中

一釘六拾三把 紐太三才

浄堂に兵衛

一錢拾八貫文

守の藤町

一錢三貫貳百文

塔場町

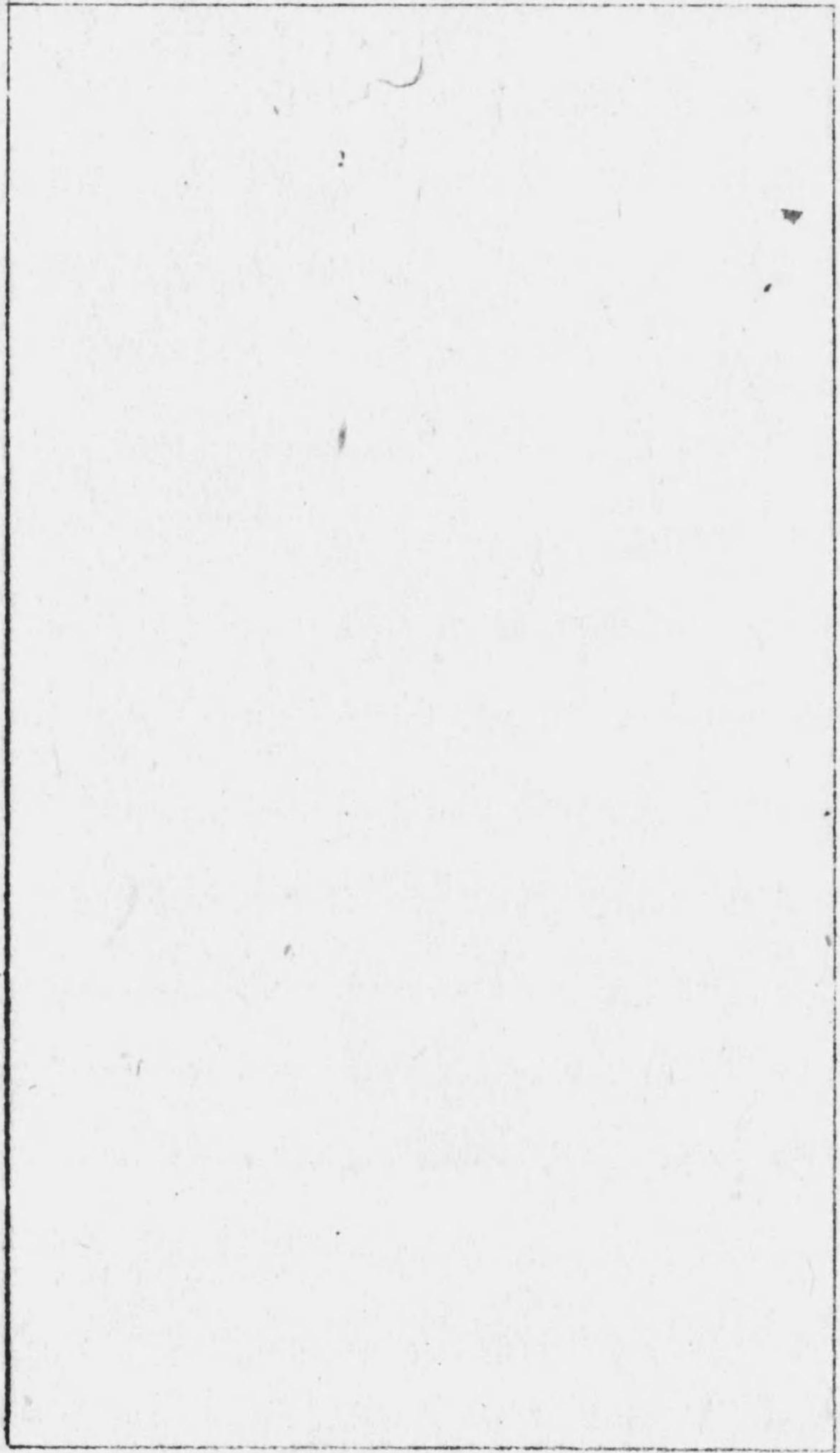
一錢三貫文

三日市町

石之分は追之に 爲秋遺し 分也

岩川良民傳卷之三

377
247



377
247

終

